第3期
調布市特別支援教育推進計画（素案）

調布市教育委員会

はじめに

令和９年３月
調布市教育委員会

目次

第１章　第３期調布市特別支援教育推進計画の概要 1

１　策定の経緯 1
２　策定の目的 1
３　計画期間 2
４　計画の進行管理 2
５　各計画等との関係 2

第２章　現状と課題 3

１　国や東京都の動向 3
（１）国の動向 3
（２）東京都の動向 5
２　調布市の特別支援教育の現状 6
（１）調布市の児童生徒数、学級数の推移 6
（２）都立特別支援学校に在籍する調布市在住の児童生徒数の推移 7
（３）調布市立小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移 8
（４）通級指導学級（難聴・言語障害）入級者数の推移 9
（５）調布市立小・中学校における校内通級教室入級者数の推移 10
（６）教育相談所における就学相談の推移 11
（７）調布市における多様な学びの場 12
３　第２期計画の成果と課題 13

第３章　基本理念と基本方針 20
１　基本理念 20
２　基本方針 21
第４章　施策 22
１　施策の体系図 22
２　各施策の内容 23
（１）基本方針１　すべての学校で、児童生徒のためにチーム学校による教育活動を推進します（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化） 23
（２）基本方針２　すべての教員が一人一人の教育的ニーズに応じた指導力を高め、児童生徒が主体的に学ぶ力を育みます（教員等の専門性の向上） 27
（３）基本方針３　学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒一人一人の成長を支えます （保護者・地域・関係機関との連携） ... 31
（４）基本方針４　すべての児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる教育環境を整備します （環境・体制整備） 33
資 料 編 36
１　調布市の特別支援学級等配置状況 36
２　特別支援教育をめぐる制度改正等 38
３　第３期計画の策定経緯 40
（１）調布市特別支援教育検討委員会の開催 40
（２）パブリック・コメントの実施等 41
（３）調布市特別支援教育検討委員会要綱 42
４　用語集 44

第１章　第３期調布市特別支援教育推進計画の概要

１　策定の経緯

調布市教育委員会は、「こども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、平成２５年度に「調布市特別支援教育全体計画」を策定し、平成２８年度に改定しました。その後、令和元年度に「調布市特別支援教育推進計画」、令和５年度に「第２期調布市特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の推進に取り組んできました。この間、国や東京都では、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められるとともに、合理的配慮の適切な提供やこどもの意見表明の機会の確保など、特別支援教育に関する制度の整備や施策の充実が図られています。

このたび、第２期計画の計画期間が令和８年度に終了することから、国や東京都の動向、調布市におけるこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、令和９年度から令和１２年度までの４年間を計画期間とする「第３期調布市特別支援教育推進計画」を策定します。

２　策定の目的

本計画は、「調布市教育プラン」に基づく特別支援教育分野の個別計画として、調布市における特別支援教育の一層の充実を図るために策定するものです。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境の充実を図ります。また、こども一人一人の意思や意見を尊重し、それぞれの教育的ニーズに応じた指導及び支援の充実、合理的配慮の適切な提供、連続性のある多様な学びの場の充実を通して、インクルーシブ教育システムを一層推進します。

3　計画期間

計画期間は、令和９年度から令和１２年度までの４年間とします。

4　計画の進行管理

第３期計画に掲げる施策及び主な取組については、毎年度取組状況を把握するとともに、成果指標の達成状況を確認・評価し、その結果を調布市特別支援教育検討委員会に報告します。

検討委員会での意見等も踏まえ、施策及び主な取組の進捗状況や成果と課題を明らかにし、必要に応じて取組の見直しや改善を行うことで、計画の着実な推進を図ります。

5　各計画等との関係

本計画は、「調布市教育プラン」に基づく特別支援教育分野の個別計画として位置付けるものです。「調布市基本計画」及び「調布市教育プラン」との整合を図るとともに、関連する計画等と連携し、特別支援教育を推進していきます。

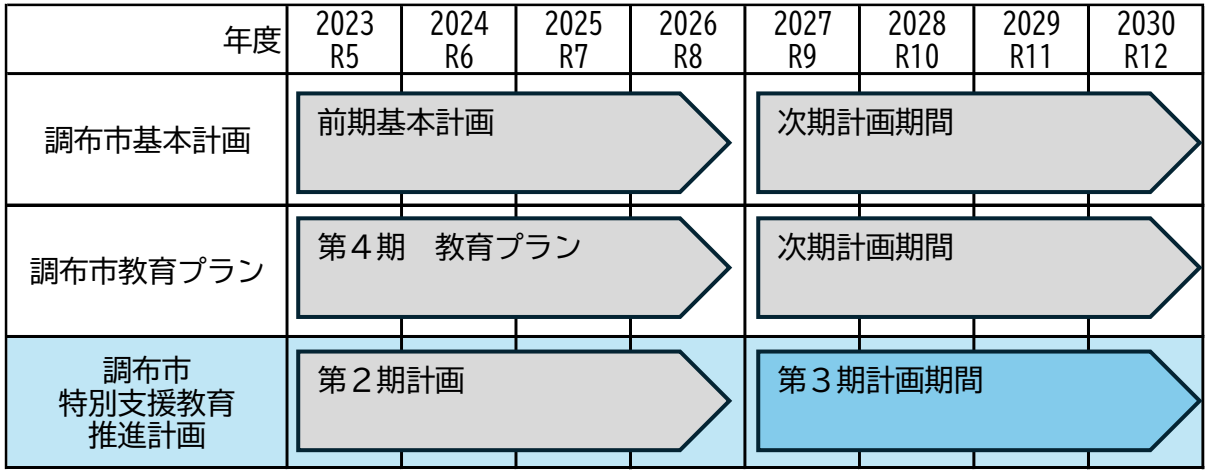

第２章　現状と課題

１　国や東京都の動向

（１）国の動向

国においては、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に学ぶことを目指すとともに、障害のあるこども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を提供できるよう、インクルーシブ教育システムの構築が進められています。こうした中、合理的配慮の提供や本人の意向を踏まえた支援など、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実が求められています。

ア　障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人が障害を理由として一般的な教育制度や、障害のあるこどもが無償の初等・中等教育から排除されないこと、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること、必要な支援を受けられることなどが規定されています。我が国では、これらを踏まえ、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に学ぶことを目指し、インクルーシブ教育システムの構築が進められています。

イ　発達障害者支援法

平成１７年に施行され、 平成２８年に改正された「発達障害者支援法」では、発達障害の早期発見及び早期支援の推進のほか、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に応じたよりきめ細かな支援が求められています。学校においても、発達障害のあるこども一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育的支援を行うとともに、保護者や関係機関と連携した支援体制の充実が求められています。

ウ　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成２８年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を定めています。

また、令和３年５月に一部改正され、令和６年４月に施行された改正法により、従来から行政機関等に義務付けられていた合理的配慮の提供について、事業者にも義務付けられました。

学校においても、障害のあるこどもや保護者との建設的な対話を通じて、必要な合理的配慮の内容について合意形成を図り、適切に提供することが重要です。

エ　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和３年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資するよう、医療的ケア児及びその家族に対する支援が定められています。また、学校設置者には、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずることが求められています。

令和８年には、医療的ケアを必要とする成人や重症心身障害者等への支援対象の拡大や保育・教育の場における支援体制の充実、日常生活や通学に関する支援の充実、相談支援体制の強化を盛り込んだ「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和９年４月から施行されます。

オ　第４期教育振興基本計画

令和５年に策定された「第４期教育振興基本計画」では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げています。特別支援教育においては、多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂を重視し、インクルーシブ教育システムの推進や、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実を位置付けています。

カ　こども基本法

令和５年に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることに加え、年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保され、その意見が尊重されることや、こどもの最善の利益が優先して考慮されることなどが基本理念として示されています。

（２）東京都の動向

東京都では、「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」の実現を目指しています。特別支援教育においては、共に学び支え合う共生社会の実現に向け、教育のインクルージョンを推進するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実、教員の専門性の向上、支援体制の充実などを進めています。

ア　東京都教育ビジョン（第５次）

令和６年に策定された「東京都教育ビジョン（第５次）」では、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を３本の柱の一つとして掲げています。本ビジョンの基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」においては、「多様な人が共に支えあう共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの一層の充実」を強化のポイントとして掲げています。

イ　東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画

令和７年に策定された「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」では、共生社会の実現に向け、すべての学びの場における特別支援教育の充実を図ることとしています。小・中学校においては、インクルーシブ教育支援員の配置に係る取組や教員の専門性向上など、インクルーシブな教育の推進に向けた施策が位置付けられています。

ウ　東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）

令和７年に策定された「東京都子供・子育て支援総合計画（第３期）」では、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に過ごせる環境づくりを推進するとともに、インクルーシブ教育システムの整備を新たに位置付けています。

エ　東京都教育施策大綱

令和７年に策定された「東京都教育施策大綱」では、特に重要で最優先的に取り組む事項として「インクルーシブな教育の推進」を掲げ、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、多様な人々と交流し、共に学ぶ環境を提供することが重要であると位置付けています。

2　調布市の特別支援教育の現状

（１）調布市の児童生徒数、学級数の推移

市の児童生徒数は、今後、減少傾向で推移することが見込まれています。小学校の児童数は、令和８年度の１１，２３９人から令和１２年度には９，４５４人に、中学校の生徒数は４，４５０人から４，３８４人になると推計されています。

また、学級数については、小学校では令和８年度の３７８学級から令和１２年度には３４０学級へ減少する一方、中学校では１２９学級から１３９学級となる見込みです。

今後の児童生徒数や学級数の動向を踏まえながら、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、将来を見据えた学びの場の確保と支援体制の充実を図る必要があります。

■調布市の児童生徒数、学級数の推移■

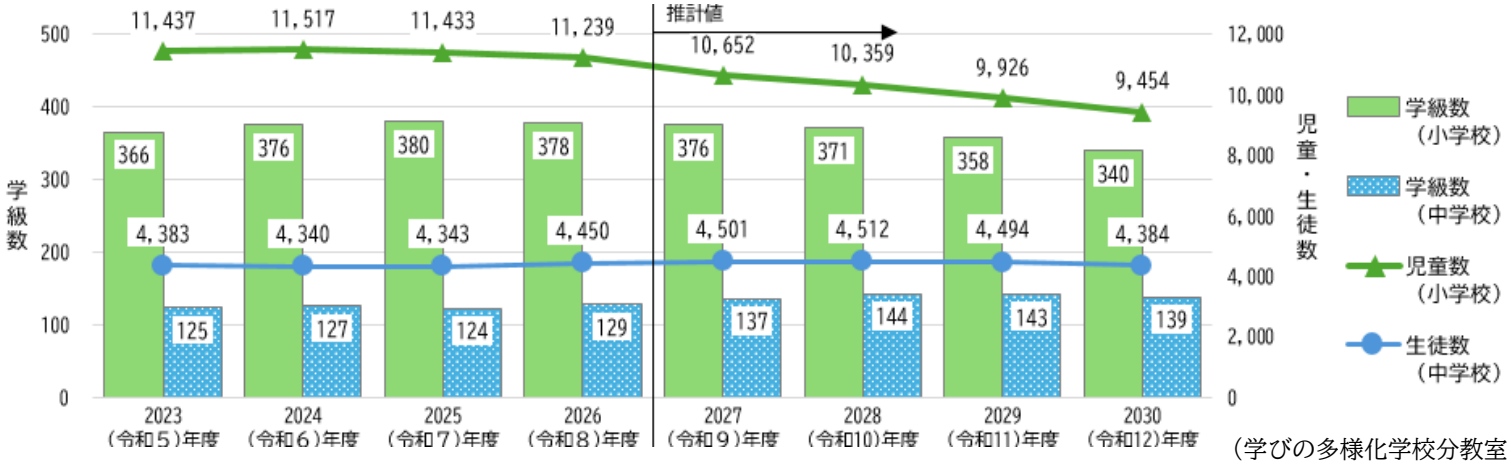

（学びの多様化学校分教室を除く）

出典：学務課（推計値は「令和７年度市立小・中学校児童生徒数及び学級数の推計について」を参考に作成）

（２）都立特別支援学校に在籍する調布市在住の児童生徒数の推移

都立特別支援学校に在籍する調布市在住の児童生徒数は、令和３年度の１２２人から令和８年度には１３０人となりました。小学部は、令和５年度以降から毎年増加している一方、中学部は令和５年度の５５人をピークに減少し、令和８年度は４２人となっています。

■市内在住特別支援学校在籍者数の推移■

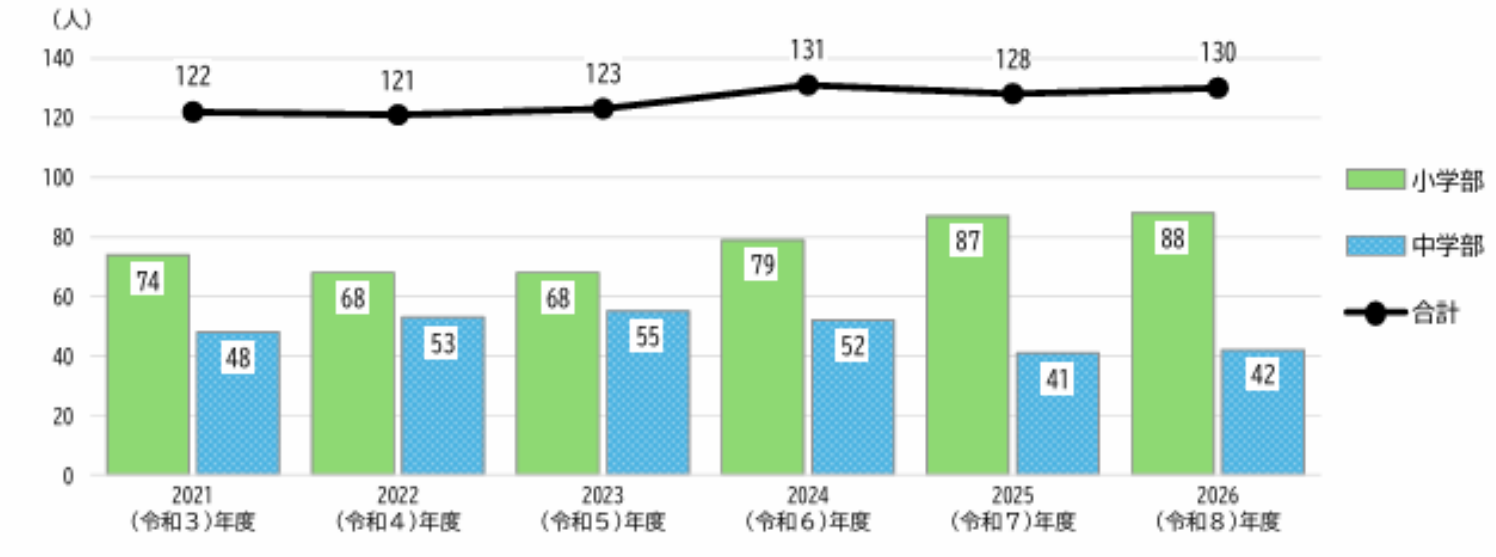

※　院内学級在籍者は対象外

出典：学務課（各年4月1日時点）

（３）調布市立小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

市立小・中学校には、知的障害特別支援学級（固定学級）を小学校７校、中学校３校に設置しています。

市立小・中学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒数は、長期的には増加傾向にあります。小学校では、平成２９年度の１２６人から令和８年度には１８４人に増加しています。一方、中学校では年度による増減が見られ、令和８年度は７６人となっています。小・中学校を合わせた在籍者数は、平成２９年度の１９３人から令和８年度には２６０人となっています。

■調布市立小･中学校特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移■

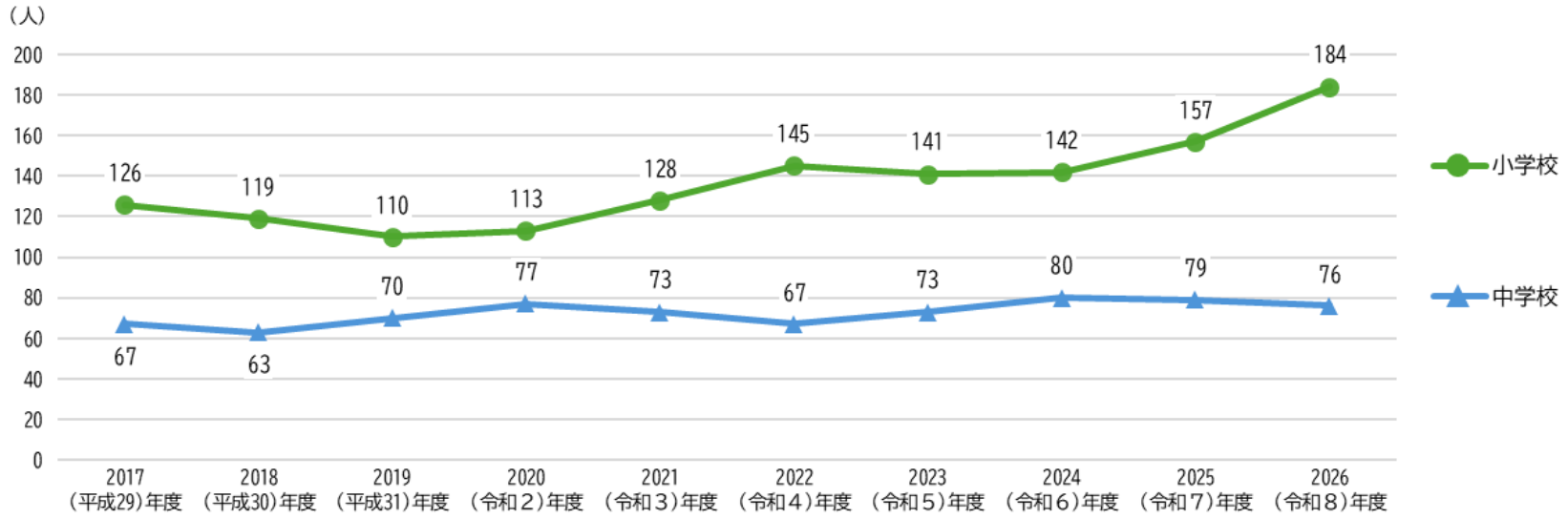

出典：学務課（各年4月1日時点）

（４）通級指導学級（難聴・言語障害）入級者数の推移

市内には、難聴通級指導学級「きこえの教室」と言語障害通級指導学級「ことばの教室」をそれぞれ１か所ずつ設置しています。令和８年５月１日現在、「きこえの教室」は５人、「ことばの教室」は５０人が利用しています。

■通級指導学級（難聴・言語障害）入級者数の推移■

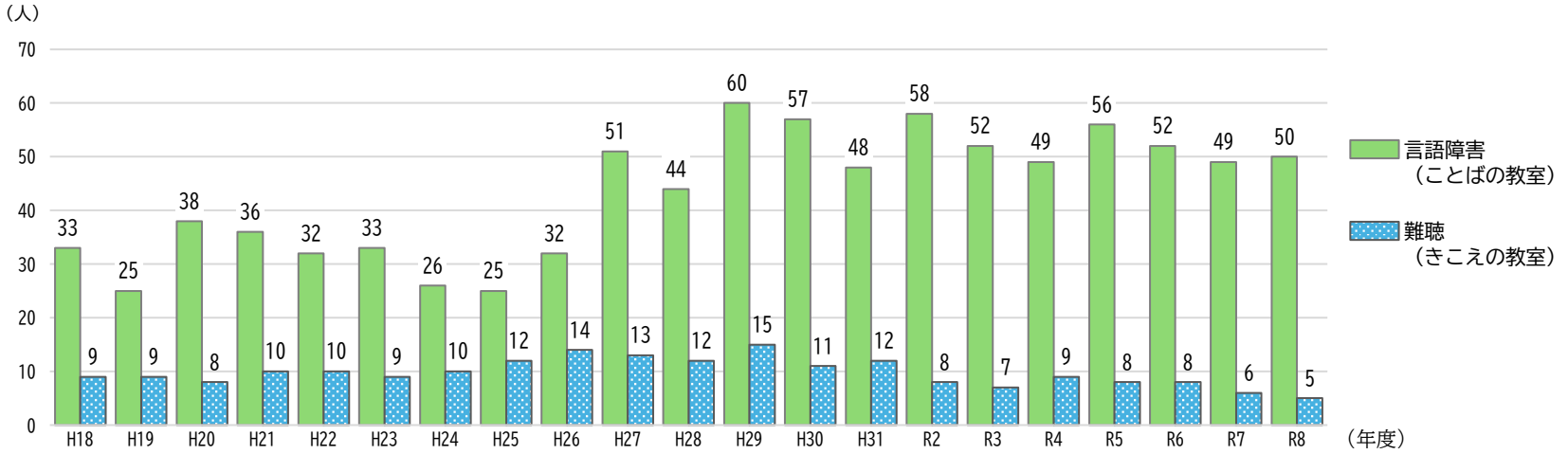

出典：学務課（各年5月1日時点）

（５）調布市立小・中学校における校内通級教室入級者数の推移

市立小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数は、長期的に増加傾向にあります。小学校では、平成１８年度の２８人から令和８年度には８０１人に、中学校では、平成１８年度の６人から令和８年度には１９５人となっており、令和８年度は合わせて９９６人の児童生徒が校内通級教室で指導を受けています。

こうした状況を踏まえ、校内通級教室における指導の充実を図るとともに、在籍学級との連携を強化し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を学校全体で進めていく必要があります。

■調布市立小･中学校で通級による指導を受けている児童生徒数の推移■

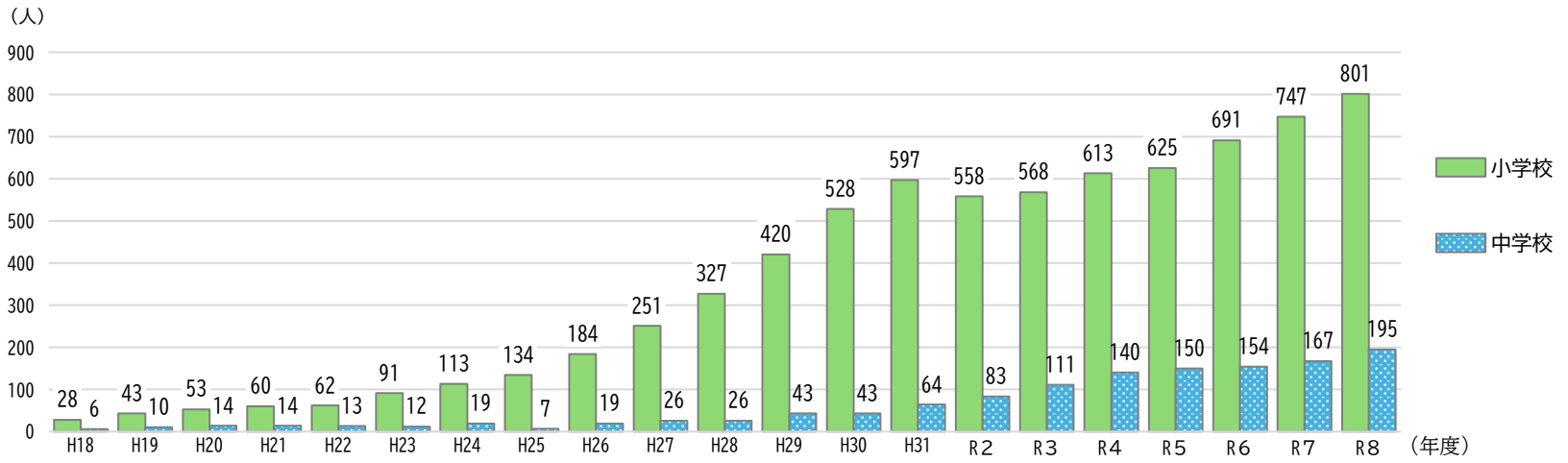

出典：学務課（各年4月7日時点）

（６）教育相談所における就学相談の推移

市教育相談所における就学相談の申込件数は、令和３年度の４５０件から、令和７年度には５７７件と増加しています。

相談内容別内訳では、校内通級教室に関する相談が、小学校・中学校ともに令和３年度から増加しています。

こうした状況を踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズや本人・保護者の意向を丁寧に把握するとともに、必要な情報提供や関係機関との連携を通して、適切な学びの場や支援につなげるための就学相談体制の一層の充実を図る必要があります。

■調布市教育相談所における就学相談の申込件数の推移■　（単位：件）

区　分		相談申込件数				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
就学	小学校	１７３	１７９	１８４	１８９	１９３
	中学校	２５	４６	２９	３２	３９
転学	小学校	２４	２３	３１	２７	２７
	中学校	１０	４	５	９	６
校内通級教室	小学校	１４０	１３８	１８６	１７８	１８２
	中学校	７３	７３	６５	１０２	１１８
継続相談	小学校	５	７	１	２	１１
	中学校	０	０	０	０	１
合　計		４５０	４７０	５０１	５３９	５７７

出典：事務報告書

（7）調布市における多様な学びの場

市では、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた多様な学びの場として、通常の学級、校内通級教室、難聴・言語障害通級指導学級、知的障害特別支援学級などを設けており、都立特別支援学校も含め、児童生徒一人一人に応じた学びの場の充実に取り組んでいます。

通常の学級では、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮、指導方法や教材の工夫、支援員の配置等により、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行っています。また、校内通級教室等では、障害の状態や特性に応じた特別の教育課程に基づく指導を行っています。そのほか、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進するとともに、都立特別支援学校に在籍する児童生徒については、副籍制度を活用し、居住する地域の市立小・中学校（地域指定校）との直接的・間接的な交流及び共同学習を通して、地域とのつながりを深めています。

こうした取組を通して、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学び、相互理解を深める機会の充実を図っています。

■調布市における特別支援教育に関係する多様な学びの場■

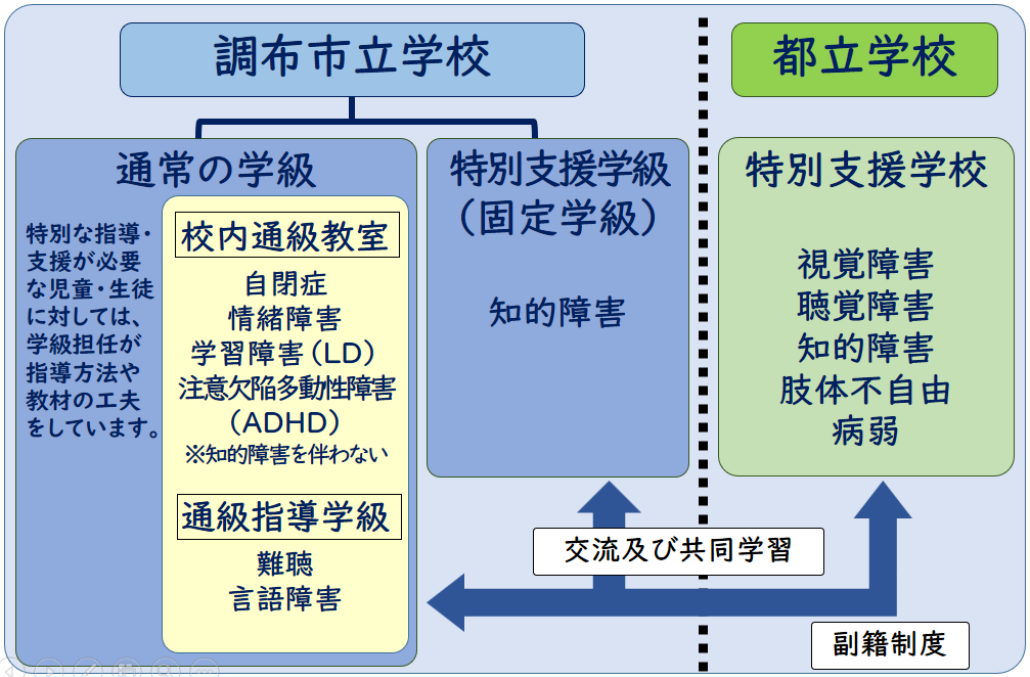

３　第２期計画の成果と課題

第２期計画では、以下の４つの基本方針に沿って施策を推進してきました。それぞれの基本方針について、成果と課題を取りまとめました。

基本方針１	**すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）**
基本方針２	**すべての教員がどの子も分かる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）**
基本方針３	**多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）**
基本方針４	**どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）**

【基本方針１】　すべての学校で子どものために一丸となって教育活動を進めます（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

【成果指標】

通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」（支援レベル２）、「通級による指導」及び「知的障害特別支援学級相当の指導」（支援レベル３）が必要な児童生徒数に対する個別指導計画の作成率（目標値１００%）

作成率の推移

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学校	８８.９%	９３.４%	９６.３%	９４.８%
中学校	６９.０%	９９.６%	１００.０%	１００.０%

■成果

○校内委員会や校内研修会への巡回指導教員の参画を通じて、児童生徒の教育的ニーズや必要な支援について教職員が共有・検討し、必要に応じて指導主事等が助言するなど、学校全体で組織的に支援を行いました。

○個別指導計画の作成率は、令和４年度と比較して小・中学校ともに向上し、令和７年度には小学校で９４．８％、中学校で１００％となりました。児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを踏まえた指導・支援を行うための基盤づくりが進みました。

○毎月の定例校長会や副校長会等において、特別支援教育に関する情報提供等を行い、管理職の理解促進を図り、学校全体で特別支援教育を推進する体制の充実につなげました。

○指導主事等が学校を訪問し、通常の学級、特別支援学級及び校内通級教室における授業観察等を通じて、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導について、指導・助言を行いました。

○通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習について、学校や学級の実態に応じた取組を推進しました。

○校内通級教室担当教員による児童生徒の見取りや効果的な支援方法等を、校内研修等を通じて教職員で共有し、通常の学級を含めた学校全体の指導・支援の充実を図りました。

○校内通級教室では、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導を行うとともに、年度ごとに指導目標の達成状況や指導の妥当性を評価し、指導の継続・終了について検討するなど、適切な運営に取り組みました。

■課題

◇校内委員会や巡回指導教員等の専門性を効果的に活用し、児童生徒一人一人の教育的ニーズや支援方針を教職員間で共有するとともに、役割分担を明確にして支援を実施し、その状況を振り返るなど、学校全体で組織的に支援する体制を一層充実する必要があります。

◇個別の教育支援計画及び個別指導計画については、本人の思いや願い、保護者の意向を丁寧に把握し、指導目標や支援方法を明確にする必要があります。また、関係教職員で共有し、日々の指導・支援や評価・見直し、進級・進学・転学時等の引継ぎに活用するなど、計画の質的向上と活用促進を図る必要があります。

◇通常の学級、校内通級教室、特別支援学級等の担当教員が連携し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実する必要があります。特に、校内通級教室での指導内容や有効な支援方法を在籍学級と共有し、日常の授業や学校生活に生かす取組を進める必要があります。

◇通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については、交流すること自体を目的とするのではなく、それぞれのねらいを明確にし、計画的・継続的に実施することが必要です。障害の有無にかかわらず児童生徒が共に学び、互いの違いや多様性を理解し、認め合うことができるよう、好事例を共有しながら、交流及び共同学習の一層の充実を図る必要があります。

【基本方針２】　すべての教員がどの子も分かる教え方を身に付けて、子どもが学ぶ力を引き出します（教員等の専門性の向上）

【成果指標】

特別支援学級における全教科の指導内容表の作成校数　（目標全校）

令和７年度　特別支援学級における指導内容表の作成校数

全１０校	全員分作成	一部作成	検討中
小学校	１校	６校	０校
中学校	０校	２校	１校

■成果

○通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員を対象に、令和７年度は年間１０回の研修を実施しました。児童生徒の特性や教育的ニーズの理解、それぞれの役割に応じた指導・支援方法の習得を通じて、教職員の専門性の向上を図りました。

○学校に配置した校内通級教室専門員（特別支援教室専門員）、スクールサポーター、特別支援学級支援員を対象に、職務内容や児童生徒の教育的ニーズ、具体的な支援方法等の理解を図るための研修を実施しました。

○特別支援教育コーディネーターを対象として、特別支援教育に関する専門的な知識や、関係機関との連携、保護者への相談対応等について研修を実施し、校内における支援体制の充実や関係機関との連絡・調整等を担うために必要な資質・能力の向上を図りました。

○デジタル機器やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進め、児童生徒の学習上の困難さや特性に応じた学習支援など、多様な学習ニーズへの対応の充実を図りました。

○情報モラルを含む情報活用能力の育成に取り組むほか、児童生徒が身に付けた情報活用能力を日常生活や卒業後の生活に生かすことができるよう、自立と社会参加を見据えた指導の充実を図りました。

○特別支援学級において、指導内容表を活用して児童生徒一人一人の学習の到達状況を把握し、小・中学校を通じた学びの連続性を意識した指導に取り組みました。

○キャリア・パスポート等を活用し、児童生徒が自らの学習状況を振り返り、今後の学習や将来について見通しをもつことができるよう、キャリア教育の充実を図りました。

○巡回相談員による専門的な助言を通じて、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図りました。

○特別支援学校のセンター的機能を活用し、都立調布特別支援学校や都立府中けやきの森学園の特別支援教育コーディネーター等から専門的

な助言を受けるとともに、必要な情報を共有し、各学校における指導・支援の充実を図りました。

■課題

◇特別支援教育に関する教職員の専門性向上に向け、経験年数や職層、役割に応じた体系的・実践的な研修を充実するとともに、研修で得た知識や技能を日々の指導・支援に生かす取組を一層推進する必要があります。

◇教職員が児童生徒一人一人の学習上の困難さや教育的ニーズを把握し、デジタル機器等を活用した学習支援や合理的配慮を適切に行うための専門性を高める必要があります。また、児童生徒一人一人の発達段階や教育的ニーズに応じて、デジタル機器や支援機能を選択・活用できるよう、情報活用能力の育成を図る必要があります。

◇児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を理解し、必要に応じて周囲に支援を求めながら、主体的に将来や進路を考えることができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を充実する必要があります。

◇指導内容表については、作成に着手した学校が多い一方、すべての対象児童生徒について全教科分を作成するには至っていません。各学校で作成を進めるとともに、学習の到達状況の把握や指導内容の改善、小・中学校間の引継ぎへの活用を図る必要があります。

◇多様な教育的ニーズに対応するため、巡回相談員による専門的な助言や特別支援学校のセンター的機能を効果的に活用し、学校と専門家・関係機関が連携した支援体制を一層充実する必要があります。

【基本方針３】　多くの人が関わってすべての子どもたちのために協力します（保護者・地域・関係機関との連携）

【成果指標】

目標値	就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合（小・中学校ともに目標値１００％）新規
令和７年度	就学相談で、相談者に対して就学説明会の開催、動画の視聴を周知　１００％実施済み

■成果

○教育支援コーディネーターは教育相談所や関係機関等との連携を通じて、一人一人の状況に応じた相談・支援に取り組み、本人や保護者が適切な就学先や必要な支援を検討するための情報提供の充実を図りました。また、中学校と一部の小学校を拠点校としてスクールソーシャルワーカーを配置し、すべての市立小・中学校を支援する体制を整え、学校と福祉等の関係機関をつなぐ支援の充実を図りました。

○就学相談に関する説明会や説明動画の配信等を通じて、保護者が特別支援教育や就学後の学び･支援等について、早期から情報を得られる機会の充実を図りました。

○副籍制度による交流及び共同学習や関係機関との連携を通じて、障害や特別支援教育への理解促進を図りました。また、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒の成長を支える体制の充実に取り組みました。

○コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部との連携を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働し、児童生徒の学びや成長を支える体制づくりを進めました。

■課題

◇就学相談の件数が増加し、相談内容や教育的ニーズが多様化する中、本人や保護者の意向を丁寧に把握し、学びの場や支援内容について分かりやすく情報提供する必要があります。また、相談を通じて共有した支援内容を就学・転学先に引き継ぎ、就学・転学後の支援に適切につなげるなど、相談・支援の質を一層高めていく必要があります。

◇本人・保護者が安心して相談でき、就学・転学先や支援内容について十分に検討できるよう、早期から相談を開始し、継続的に支援する体制を充実する必要があります。

◇児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、学校と福祉・医療等の関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育園等で行われてきた支援や必要な配慮を、就学支援シート等を活用して学校へ円滑に引き継ぐ必要があります。

◇副籍制度による交流及び共同学習を通じて、障害の有無にかかわらず児童生徒が互いの違いや多様性を理解し、認め合う機会の充実を図る必要があります。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等との連携を通じて、障害や特別支援教育への理解を促進し、地域で共に学び、支え合う環境づくりを進める必要があります。

【基本方針４】　どの子も安全で安心して学ぶことのできる学校にします（環境・体制整備）

【成果指標】

校内通級教室に入級している児童生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童生徒の割合

令和３年度実績	目標値	令和７年度
２１．７％	２０％以上	１７．７％

■成果

○特別支援学級支援員及びスクールサポーターの配置や特別支援教育コーディネーターの任命を通じて、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じ、学校全体で必要な支援を行うための人的・組織的な支援体制を整備しました。

○特別支援学級や校内通級教室の運営の充実を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を確保するとともに、それぞれの学びの場において必要な支援を行う体制の充実を図りました。

○すべての市立小・中学校で生命の安全教育を実施し、特別支援学級においても、児童生徒の発達の段階や特性に応じた指導を行いました。

○学校施設のバリアフリー化について、児童生徒の状況やニーズに応じて順次整備を進めました。

○特別支援学級（知的障害）について、児童生徒の通学上の安全や負担、在籍者数の推移、地域バランス等を踏まえ、望ましい配置について検討を進めました。小学校については、北部地域の北ノ台小学校に新たに特別支援学級を設置し、身近な地域で学ぶことのできる教育環境の充実を図りました。

○各学校の実情や児童生徒一人一人の状況に応じて、別室での学習支援や地域と連携した学習支援等を行い、安心して学べる機会の確保に取り組みました。また、各学校の取組事例を共有・周知し、柔軟な支援の充実を図りました。

○「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」を策定し、教育委員会、学校、保護者、看護師、指導医（学校医）、医療機関等が連携し、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送るための支援体制の整備を進めました。

■課題

◇校内通級教室に入級している児童生徒のうち、当初設定した指導目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童生徒の割合は、令和７年度に１７．７％となり、目標値の２０％以上には達しませんでした。一方、校内通級教室による指導の終了については、一律に退級を目指すものではなく、児童生徒一人一人の教育的ニーズや指導目標の達成状況等を踏まえて判断することが重要です。今後も、個々の指導目標を明確にし、その達成状況を適切に評価しながら、一人一人の状況に応じた指導・支援の充実を図る必要があります。

◇児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級、校内通級教室、特別支援学級等の多様な学びの場を確保するとともに、在籍学級での学びを基盤として、必要な支援や合理的配慮を受けながら安心して学ぶことができる教育環境を充実する必要があります。

◇特別支援学級（知的障害）については、児童生徒数の見通し、通学上の安全や負担、地域バランス等を踏まえ、引き続き計画的な整備を進める必要があります。特に、東部地域については、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備を見据え、特別支援学級の設置を含めた望ましい教育環境の整備について検討を進める必要があります。

◇言語障害通級指導学級については、相談から必要な指導・支援につながるまでの状況を把握し、児童一人一人の教育的ニーズに応じて円滑に指導を開始できるよう、相談・受入体制の充実について検討を進める必要があります。

◇施設・設備のバリアフリー化やデジタル機器等の活用を進めるとともに、一人一人の特性や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供し、すべての児童生徒が安心して学ぶことのできる教育環境を整備する必要があります。

◇「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」を踏まえ、学校、保護者、教育委員会、看護師、指導医（学校医）、医療機関等の役割分担を明確にし、個別の対応や緊急時の連絡・対応手順を共有する必要があります。また、関係教職員への研修や対応状況の検証を通じて、安全・安心に学校生活を送るための支援体制を充実する必要があります。

第３章　基本理念と基本方針

１　基本理念

調布市教育委員会は、「子ども一人一人を大切にする教育の実現」を目指し、特別支援教育を推進してきました。

第３期計画においても、これまでの基本理念を継承し、調布市の実態を踏まえた特別支援教育を推進することといたしました。

その上で、こども一人一人の意思や意見を尊重し、多様な教育的ニーズに応じた指導や支援の充実と合理的配慮の提供を進めます。また、多様な児童生徒が共に学び、互いに理解し、認め合うことのできる教育環境づくりを一層推進します。

【基本理念】

すべてのこどもが十分な教育を受けることができ、

共に学び、共に生きる社会を目指し、

すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します

２　基本方針

基本理念の実現に向け、以下の４つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針１　すべての学校で、児童生徒のためにチーム学校による教育活動を推進します（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

校長のリーダーシップの下、教職員が連携し、障害の有無にかかわらず多様な児童生徒が共に学び、互いを理解し認め合う、包摂的な学校づくりを進めます。

基本方針２　すべての教員が一人一人の教育的ニーズに応じた指導力を高め、児童生徒が主体的に学ぶ力を育みます（教員等の専門性の向上）

教職員一人一人が特別支援教育に関する理解を深め、児童生徒の特性や教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うことができるよう、研修を実施します。

また、デジタルを活用した学習支援や合理的配慮を行うとともに、児童生徒の将来の自立と社会参加を見据えたキャリア教育を適切に実施できるよう、教職員の専門性及び指導力の向上を図ります。

基本方針３　学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒一人一人の成長を支えます（保護者・地域・関係機関との連携）

学校、家庭、地域、医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、就学前から卒業後への円滑な移行まで、支援内容を適切に引き継ぎ、一人一人の成長を切れ目なく支えます。

また、副籍制度による交流及び共同学習や地域との関わりを通じて、互いの違いや多様性を理解し、認め合い、地域で共に学び支え合う環境づくりを進めます。

基本方針４　すべての児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる教育環境を整備します（環境・体制整備）

児童生徒一人一人の在籍学級における学びを基盤とし、教育的ニーズに応じた多様な学びの場を確保するとともに、必要な支援体制を整え、安全・安心に学べる教育環境の充実を図ります。第３期計画では、支援体制や教育環境の整備に加え、それらの取組が、児童生徒一人一人の学びや安心、成長につながることを重視します。

第４章　施策

１　施策の体系図

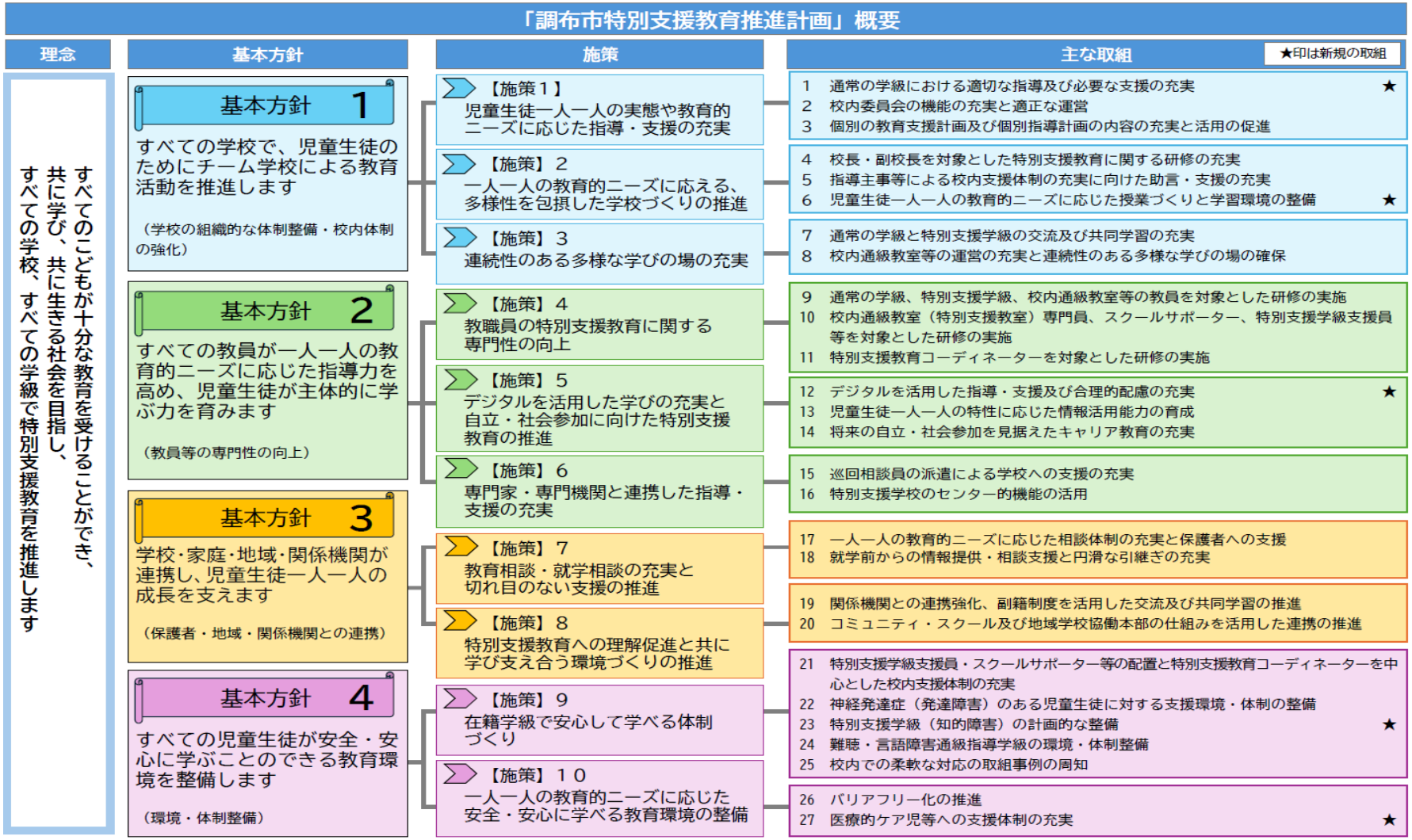

2　各施策の内容

（1）基本方針1　すべての学校で、児童生徒のためにチーム学校による教育活動を推進します

（学校の組織的な体制整備・校内体制の強化）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害特別支援学級相当の指導」が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《令和7年度実績》 小学校　94.8% 中学校　100.0%	小学校　100.0% 中学校　100.0%

施策1　児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズ、本人の思いや願いを踏まえ、通常の学級を含むすべての学びの場において、適切な指導や必要な支援を行います。また、校内委員会を活用するとともに、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づき、学校全体で組織的・継続的な支援を進めます。本人の意思や意見を踏まえて計画を作成や活用することで、児童生徒が必要な支援を受けながら、持てる力を発揮して学ぶことができるようにします。

主な取組

● 通常の学級における適切な指導及び必要な支援の充実　★

・通常の学級において、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難さに応じた適切な指導や、必要な支援及び合理的配慮を行います。
・すべての教職員が特別支援教育の視点をもち、児童生徒一人一人が安心して学ぶことのできる学級づくりを進めます。

● 校内委員会の機能の充実と適正な運営

・校内委員会において、児童生徒の特性や教育的ニーズを把握し、支援方針、具体的な支援内容及び教職員の役割分担を共有します。また、支援の実施状況や効果を定期的に確認し、必要に応じて支援方針や支援内容の見直しを行います。

・必要に応じて巡回指導教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が校内委員会に参画し、専門的な見地から支援内容の検討や助言を行うとともに、医療・福祉等の関係機関とも連携を図ります。

● 個別の教育支援計画及び個別指導計画の内容の充実と活用の促進

・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成・見直しに当たっては、児童生徒の年齢や発達の段階に応じて、思いや願いを丁寧に把握するとともに、保護者と支援の目標や内容について共通理解を図ります。
・個別の教育支援計画を家庭と関係機関との連携や支援の引継ぎに活用するとともに、個別指導計画に基づいて日々の指導及び支援を行い、目標の達成状況を評価して目標や指導内容の見直しを行います。
・進級・進学・転学時等に、指導及び支援の内容や合理的配慮、有効な支援方法等を円滑に引き継ぎ、継続的な支援につなげます。

施策２　一人一人の教育的ニーズに応える、多様性を包摂した学校づくりの推進

すべての教職員が特別支援教育の視点をもち、児童生徒一人一人の多様な特性や教育的ニーズを踏まえ、誰もが分かりやすく、参加しやすい授業づくりや、安心して過ごせる学習環境を整えます。また、個別の教育的ニーズに応じた指導や合理的配慮を組み合わせ、互いを理解し、認め合いながら共に学べる学校づくりを進めます。

主な取組

● 校長・副校長を対象とした特別支援教育に関する研修の充実

・小・中学校全校で特別支援教育を組織的に推進していくため、教育委員会が主体となって、校長・副校長を対象に研修を実施し、特別支援教育への理解を深めるとともに、管理職のリーダーシップの下、教職員が共通理解を図りながら学校全体で組織的に特別支援教育を推進する体制を一層充実します。

● 指導主事等による校内支援体制の充実に向けた助言・支援の充実

・指導主事等が各学校を定期的に訪問し、通常の学級や特別支援学級及び校内通級教室の指導内容や指導方法について、授業観察等を通じて指導・助言するとともに、学校からの相談や要望に応じて特別支援教育に係る相談にも様々な機会を捉えて対応します。

・各学校における児童生徒やその保護者からの相談内容やニーズに応じ、指導主事等が情報提供や指導・助言を行い、学校における適切な支援につなげます。

● 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくりと学習環境の整備　★

・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指示や教材の提示方法、学習活動への参加方法、学習環境等を工夫し、分かりやすく参加しやすい授業づくりを進めます。また、各学校の実践事例を共有し、授業改善や学習環境の充実に生かします。

施策３　連続性のある多様な学びの場の充実

通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒が互いの違いや多様性を理解し、認め合いながら共に学ぶ大切な機会です。交流及び共同学習を通して、児童生徒が互いの違いやよさを理解し、共に学ぶ経験を重ねることができるよう取り組みます。

また、特別な支援を必要とする児童生徒が、それぞれの学びの場で適切な指導及び必要な支援を受けられるよう、校内通級教室と在籍学級等が連携し、学校全体で支援の充実を図ります。校内通級教室における指導の成果を在籍学級での学びにつなげるとともに、効果的な支援方法を教職員間で共有し、児童生徒が必要な支援を受けながら安心して学ぶことができるよう取り組みます。

主な取組

● 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の充実

・通常の学級と特別支援学級が連携し、双方の児童生徒の実態や学習のねらいを踏まえて、交流及び共同学習を計画的に実施します。また、児童生徒の振返りや教員による評価を通じて、活動内容や支援方法を改善します。

・通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を通じて、児童生徒が互いの違いや多様性を理解し、認め合いながら共に学ぶ経験を重ねることができるよう取り組みます。

● 校内通級教室等の運営の充実と連続性のある多様な学びの場の確保

・校内通級教室では、一人一人の教育的ニーズに応じて指導目標を設定し、その達成状況や在籍学級での学習・生活の状況を評価した上で、指導内容や指導目標の見直しや指導の継続・終了を検討します。

・校内通級教室と在籍学級が、学習・生活の状況、指導内容、合理的配慮及び有効な支援方法を相互に共有し、それぞれの指導・支援に生かします。
・校内通級教室の拠点校を増設し、巡回指導体制の充実を図るとともに、巡回指導教員と在籍学級の担任等が児童生徒の状況や支援方法を共有する機会を確保し、指導・支援の充実を図ります。



小学校校内通級教室　個別指導場面



小学校校内通級教室　小集団指導場面



中学校校内通級教室　個別指導場面

（２）基本方針２　すべての教員が一人一人の教育的ニーズに応じた指導力を高め、児童生徒が主体的に学ぶ力を育みます（教員等の専門性の向上）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
特別支援学級（校内通級教室）の保護者アンケートにおいて、「特別支援学級（校内通級教室）では、こどもの教育的ニーズや実態に応じた指導が行われている。」と回答した保護者の割合	―	85%

施策４　教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、教職員等がそれぞれの職層や役割に応じて、特別支援教育に関する専門性を高めることが重要です。体系的・実践的な研修の充実を図るとともに、研修等で身に付けた知識や技能を日々の指導及び支援や校内での連携に生かす取組を進めます。

主な取組

● 通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員を対象とした研修の実施

・通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員が、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを理解し、適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、職層や役割に応じた体系的・実践的な研修を実施します。

・研修で得た知識や技能を日々の指導及び支援に生かすことができるよう、実践的な研修内容の充実を図るとともに、研修成果を校内で共有し、学校全体の指導・支援の充実につなげます。

● 校内通級教室（特別支援教室）専門員、スクールサポーター、特別支援学級支援員等を対象とした研修の実施

・校内通級教室（特別支援教室）専門員については、その役割や業務内容、校内通級教室の巡回校と拠点校の役割の違い等について理解を深めることができるよう、具体的な事例を取り上げ、意見交換を交えた実践的な研修を実施します。
・スクールサポーターや特別支援学級支援員については、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを理解し、適切な支援を行うことができるよう、障害の特性や児童生徒理解、支援方法、保護者との連携等に関する研修の充実を図ります。

● 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施

・特別支援教育コーディネーターが、校内における特別支援教育推進の中核として、校内支援の調整、保護者への相談対応、関係機関との連携等を担えるよう、専門的な知識や具体的な支援方法、校内外の調整の進め方に関する研修を実施します。

施策５　デジタルを活用した学びの充実と自立・社会参加に向けた特別支援教育の推進

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、デジタル機器や教材等を効果的に活用し、学習上の困難さを軽減するとともに、一人一人に合った学びの充実を図ります。

また、児童生徒一人一人の発達の段階や教育的ニーズに応じて、デジタル機器や支援機能を選択・活用する力を育みます。

さらに、児童生徒が自分のよさや可能性について理解を深め、将来の自立と社会参加に向けて主体的に進路や生き方を考えることができるようキャリア教育の充実を図ります。

主な取組

● デジタルを活用した指導・支援及び合理的配慮の充実　★

・児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、一人１台端末やデジタル教科書等を効果的に活用した指導の充実を図るとともに、マルチメディアデイジー教科書等を活用し、読み書きなどの学習上の困難さの軽減を図ります。
・児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するため、デジタル機器やその機能を効果的に活用するとともに、効果的な活用事例を共有し、教員のデジタルを活用した指導力の向上を図ります。

● 児童生徒一人一人の特性に応じた情報活用能力の育成

・児童生徒が自分に合った学習方法や必要な支援について理解し、必要に応じて教員等の支援を受けながら、デジタル機器や機能を自ら選択・活用する力を育成します。
・児童生徒の特性や発達の段階、理解の状況に応じて、具体的な事例や視覚的に分かりやすい教材を用いた情報モラル教育を行います。また、家庭・地域と必要な情報を共有し、デジタルを安全かつ適切に活用する力を育成します。

● 将来の自立・社会参加を見据えたキャリア教育の充実

・児童生徒一人一人が自分のよさや得意なこと、必要な支援等について理解を深め、将来の生活や進路を主体的に考えることができるよう、小学校段階から発達の段階に応じたキャリア教育を進めます。
・家庭や関係機関等と連携しながら、様々な学習や体験の機会を通して、児童生徒一人一人の可能性を伸ばし、将来の自立と社会参加につながる力を育みます。

施策６　専門家・専門機関と連携した指導・支援の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援につなげるため、巡回相談員の派遣や特別支援学校のセンター的機能を活用し、学校に対して指導・支援に関する専門的な助言を行います。また、必要に応じて医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図り、それぞれの専門性を生かした支援につなげます。

主な取組

● 巡回相談員の派遣による学校への支援の充実

・教育委員会が派遣する巡回相談員は、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、支援の方向性について専門的な見地から検討するとともに、教員に指導や支援方法を助言します。また、必要に応じて保護者との面談や相談に同席し、専門的な助言を行います。
・巡回相談員の専門性を生かした効果的な活用について学校への周知を図ります。
・巡回相談員の連絡会を実施し、学校現場における支援事例や効果的な取組について情報共有や情報交換を行うことで、巡回相談の充実を図ります。

● 特別支援学校のセンター的機能の活用

・特別支援学校が有する専門性や知見を活用し、市立小・中学校との連携を通して、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

・児童生徒への指導及び支援の方法や学習環境の工夫等について専門的な助言を受け、その成果を校内で共有することにより、教職員の専門性の向上や校内支援体制の充実につなげます。

（３）基本方針３　学校・家庭・地域・関係機関が連携し、児童生徒一人一人の成長を支えます
（保護者・地域・関係機関との連携）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
就学相談に関わる保護者のうち、就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について説明を受けた割合	《令和7年度実績》 小学校　100％ 中学校　100％	小学校　100.0％ 中学校　100.0％

施策７　教育相談・就学相談の充実と切れ目のない支援の推進

児童生徒一人一人の教育的ニーズや、本人及び保護者の意向を丁寧に把握し、安心して相談できる体制を整えるとともに、学校や医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援につなげます。

また、就学前から卒業後までを見据えた切れ目のない相談・支援の充実を図ります。

主な取組

● 一人一人の教育的ニーズに応じた相談体制の充実と保護者への支援

・教育相談・就学相談において、児童生徒一人一人の教育的ニーズ、本人及び保護者の意向を丁寧に把握し、安心して相談できる関係を築きながら、継続的な相談・支援を行います。

・学校や教育相談所、スクールソーシャルワーカー等が必要な情報を共有し、必要に応じて医療、保健、福祉等の関係機関と連携しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援につなげます。

●就学前からの情報提供・相談支援と円滑な引継ぎの充実

・子ども発達センターや子ども家庭センター、幼稚園、保育所、認定こども園等の関係機関と連携し、就学前から保護者への情報提供や相談支援を行います。

・５歳児健診等を通じて把握したこどもの状況について、関係部署や関係機関と必要な情報共有や連携を図り、必要に応じて就学相談や支援につなげ、学校生活への円滑な接続を図ります。

・就学支援シートを活用し、幼稚園や保育所等における支援内容、こどもの特性、必要な支援、配慮等を就学先の小学校へ円滑に引き継ぎます。また、引き継いだ情報を個別の教育支援計画及び個別指導計画に反映させるとともに、日々の指導や支援に生かし、入学後の状況に応じて支援内容を見直します。
・就学相談の説明会や、市ホームページでの動画配信、早期からの個別相談等、様々な機会を通じて必要な情報を分かりやすく提供し、保護者がこどもの教育的ニーズや本人の意向を踏まえながら、適切な就学先について考えることができるよう支援します。就学前から卒業後までを見通した特別支援教育を推進します。

施策８　特別支援教育への理解促進と共に学び支え合う環境づくりの推進

学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、障害や特別支援教育への理解を深めるとともに、多様な児童生徒の学びと成長を支える環境づくりを進めます。

また、副籍制度による交流及び共同学習や、コミュニティ・スクール、地域学校協働本部等との連携を通じて、児童生徒が地域で共に学び、活動に参加し、地域とのつながりを深められるよう取り組みます。

主な取組

● 関係機関との連携強化、副籍制度を活用した交流及び共同学習の推進

・保護者、学校、福祉等の関係機関が連携し、児童生徒一人一人の状況や教育的ニーズを踏まえた丁寧な情報共有を行うとともに、就学前から卒業後までの支援につなげます。副籍制度を活用し、都立特別支援学校と地域指定校が連携して、本人や保護者の意向や児童生徒の状況を踏まえた交流活動を推進します。直接的・間接的な交流及び共同学習を通じて、地域とのつながりを深め、相互理解を促進します。

● コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の仕組みを活用した連携の推進

・コミュニティ・スクールや地域学校協働本部と連携して、保護者や地域の住民の特別支援教育の理解を促進します。
・障害の有無にかかわらず、児童生徒が地域との交流や活動に参加する機会を充実させ、地域とのつながりを深めます。

（４）基本方針４　すべての児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる教育環境を整備します
（環境・体制整備）

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値
校内通級教室に入級している児童・生徒のうち、当初設定した目標を達成し、通常の学級のみで学校生活を送れるようになった児童・生徒の割合	《令和7年度実績》 17.7%	20%以上

※指標は、東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金交付要綱に定める退室率（校内通級教室に係る4月1日付認証（又は4月 7 日付認証）の小学校1年生から中学校2年生までの児童・生徒のうち、次年度、認証児童・生徒にならなかった児童・生徒の割合）。当該年度の次年度に算出されます。
※指導の終了は、退室率の目標達成を優先するのではなく、一人一人の教育的ニーズ、指導目標の達成状況及び在籍学級での学習・生活の状況を踏まえて判断します。指導終了後も、必要な支援や合理的配慮を継続します。

施策９　在籍学級で安心して学べる体制づくり

児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じて、通常の学級、校内通級教室、特別支援学級等の多様な学びの場を確保するとともに、児童生徒一人一人の在籍学級における学びを基盤として、適切な指導、必要な支援や合理的配慮を受けながら、安心して学ぶことのできる教育環境の充実を図ります。

また、校内の様々な人材や学びの場との連携、人的支援の充実や校内支援体制の強化を通して、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを支えます。

主な取組

● 特別支援学級支援員・スクールサポーター等の配置と特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実

・特別支援学級支援員、スクールサポーター、エデュケーション・アシスタント等を学校の実態や児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて配置するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、それぞれの役割や専門性を生かしながら、学校全体で支援する体制の充実を図ります。
・各学校で特別支援教育コーディネーターを任命するとともに、支援に関わる教職員・支援員等の役割分担を明確にします。また、児童生徒の状況や支援方針を共有するとともに、支援の実施状況を確認し、必要に応じて支援内容や役割分担の見直しを行います。

● 神経発達症(発達障害)のある児童生徒に対する支援環境・体制の整備

・通常の学級において、障害の診断の有無にかかわらず、学習面や生活面等で特別な支援を必要とする児童生徒が、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援や合理的配慮を受けながら安心して学ぶことができるよう、学習環境の工夫等、校内支援体制の充実を図ります。
・中学校で校内通級教室を利用する生徒数が増加していることから、よりきめ細かな指導体制を整備し、組織的な運営体制の充実を図るため、校内通級教室の拠点校の増設を検討します。

● 特別支援学級（知的障害）の計画的な整備　★

・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を確保するため、地域ごとの児童生徒数や特別支援学級の在籍状況、今後の学校施設の整備状況等を踏まえ、特別支援学級(知的障害)の計画的な整備について検討します。
・現在整備中の若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備に合わせ、新たな小・中学校の特別支援学級（知的障害）の設置に向けて準備を進めます。

● 難聴・言語障害通級指導学級の環境・体制整備

・きこえやことばに関する困難さのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、難聴・言語障害通級指導学級の環境や体制整備について検討を進めます。
・相談から指導開始までの状況を把握し、必要な指導へ円滑につなげられるよう、相談、受入体制及び学級運営の在り方を検討します。

● 校内での柔軟な対応の取組事例の周知

・障害や発達上の特性等による学習上又は生活上の困難さのある児童生徒が、一人一人の教育的ニーズや状況に応じて安心して学ぶことができるよう、スクールサポーターなどの人的支援の活用、デジタル機器等を活用した学習支援、学習環境の工夫など、各学校の好事例を共有します。
・各学校がこれらの事例を参考に、児童生徒本人の状況や意向を踏まえた支援を工夫し、その効果を確認しながら改善することで、学びの機会の確保につなげます。

施策１０　一人一人の教育的ニーズに応じた安全・安心に学べる教育環境の整備

障害の有無や医療的ケアの必要性にかかわらず、すべての児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた体制整備が必要です。また、医療的ケアを必要とする児童生徒について、教育委員会、看護師、指導医（学校医）、学校、保護者、医療機関等が連携し、安全かつ安心して学校生活を送ることができる支援体制の充実を図ります。

主な取組

● バリアフリー化の推進

・児童生徒一人一人の状況や教育的ニーズ、学校施設の状況を踏まえ、移動や施設利用上の障壁の解消につながるよう、関係部署と連携してバリアフリー化について検討していきます。

● 医療的ケア児等への支援体制の充実　★

・医療的ケアを必要とする児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるよう、教育委員会、看護師、指導医（学校医）、学校、保護者、医療機関等の関係者が連携し、医療的ケアの内容や児童生徒一人一人の状況に応じた支援体制を整備します。
・「調布市立小・中学校における医療的ケアガイドライン」を適切に運用するとともに、運用状況を踏まえて必要な見直しを行い、安全かつ継続的な支援体制の充実を図ります。
・学校、保護者、医療機関等の関係者が役割分担や個別の対応方法、緊急時の連絡・対応手順を共有するとともに、関係職員への研修や対応状況の振返りを通じて、安全かつ継続的な支援を行います。

資 料 編

1　調布市の特別支援学級等配置状況

○特別支援学級（知的障害）等の配置状況

特別支援学級（知的障害）、通級指導学級設置校		
学校名	学級（教室）名	種別
第一小学校	ひまわり学級	特別支援学級
	ことばの教室	言語障害通級指導学級
	きこえの教室	難聴通級指導学級
八雲台小学校	わかあゆ学級	特別支援学級
富士見台小学校	かしわ学級	特別支援学級
滝坂小学校	わかくさ学級	特別支援学級
染地小学校	たけのこ学級	特別支援学級
多摩川小学校	たまがわ若木学級	特別支援学級
北ノ台小学校	たんぽぽ学級	特別支援学級
調布中学校	8組	特別支援学級
神代中学校	11組	特別支援学級
第三中学校	8組	特別支援学級





〇校内通級教室拠点校、巡回校（令和8年度まで）

校内通級教室　拠点校、巡回校	
拠点校名	巡回校名
調和小学校	若葉小学校・国領小学校
石原小学校	第一小学校・第二小学校
柏野小学校	八雲台小学校・上ノ原小学校
飛田給小学校	第三小学校・多摩川小学校
緑ケ丘小学校	滝坂小学校
杉森小学校	染地小学校
深大寺小学校	北ノ台小学校
布田小学校	富士見台小学校
第六中学校	第三中学校・第五中学校・第七中学校
第八中学校	調布中学校・神代中学校・第四中学校

〇校内通級教室拠点校、巡回校（令和9年度から）

校内通級教室　拠点校、巡回校	
拠点校名	巡回校名
調和小学校	若葉小学校
石原小学校	多摩川小学校
柏野小学校	第一小学校
飛田給小学校	第三小学校
緑ケ丘小学校	滝坂小学校
杉森小学校	染地小学校
深大寺小学校	北ノ台小学校
布田小学校	富士見台小学校
国領小学校	第二小学校
上ノ原小学校	八雲台小学校
第六中学校	第三中学校・第五中学校・第七中学校
第八中学校	調布中学校・神代中学校・第四中学校

2　特別支援教育をめぐる制度改正等

時期	国	東京都	調布市
平成 16（2004）年 11 月		東京都特別支援教育推進計画　策定	
平成 19（2007）年4月	特別支援教育の本格的実施（平成 18 年3月学校教育法等改正） ・「特殊教育」から「特別支援教育」へ　・盲・聾・養護学校から特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能　・小中学校における特別支援教育　　等		調布市基本計画（平成 19～24 年度）策定
平成 19（2007）年9月	「障害者の権利に関する条約」の署名		
平成 19（2007）年 11 月		東京都特別支援教育推進計画　第二次実施計画　策定	
平成 22（2010）年3月			調布市教育プラン策定
平成 22（2010）年 11 月		東京都特別支援教育推進計画　第三次実施計画　策定	
平成 23（2011）年8月	改正障害者基本法施行 ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善・充実 ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重　・交流及び共同学習の積極的推進　　等		
平成 24（2012）年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（中央教育審議会初等中等教育分科会報告） ・就学相談・就学先決定の在り方・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進　・教職員の専門性向上　　等		
平成 25（2013）年3月			調布市基本計画（平成 25～30 年度）策定 調布市特別支援教育全体計画　策定
平成 25（2013）年9月	就学制度改正（平成 25 年8月学校教育法施行令改正） ・認定就学制度を廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）による就学制度　等		
平成 26（2014）年1月	障害者権利条約批准 ・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮の提供　　等		
平成 27（2015）年3月			調布市修正基本計画（平成 27～30 年度）策定 第２期教育プラン策定
平成 28（2016）年2月		東京都発達障害教育推進計画　策定	
平成 28（2016）年3月			調布市特別支援教育全体計画【改定版】策定
平成 28（2016）年4月	障害者差別解消法施行（平成 25 年6月制定） ・差別の禁止、合理的配慮の提供等		
平成 28（2016）年6月	改正児童福祉法施行（公布日施行） ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進		
平成 28（2016）年8月	改正発達障害者支援法施行（平成 28 年6月改正） ・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教		

時期	国	東京都	調布市
	育的支援の実施 ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成の推進　　等		
平成 29（2017）年2月		東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画　策定	
平成 29（2017）年3月	新学習指導要領公示 通級による指導の教員定数の基礎定数化（平成 29 年 3 月　義務標準法改正）		
平成 30（2018）年8月	個別の教育支援計画の作成における関係機関との情報共有の制度化（学教法施行規則改正。公布日施行）		
平成 31（2019）年3月			調布市基本計画（令和元～4 年度）策定 第３期教育プラン策定 調布市特別支援教育推進計画　策定
令和元（2019）年9月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置		
令和3（2021）年1月	「令和の日本型学校教育の構築を目指して」中央教育審議会答申 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告		
令和3（2021）年4月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律施行（令和２年５月改正） ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大（公立小・中学校を追加）等		
令和3（2021）年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月 18 日号外法律第 81 号）施行		
令和4（2022）年3月		東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画　策定	
令和4（2022）年9月	国連障害者権利委員会　障害者権利条約対日審査総括所見公表		
令和4（2022）年12月	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果公表		
令和5（2023）年2月			第４期教育プラン策定 第2期調布市特別支援教育推進計画策定
令和5（2023）年４月	こども基本法施行		
令和5（2023）年6月	第4期教育振興基本計画策定		
令和6（2024）年4月	改正障害者差別解消法施行		
令和７（2025）年３月		東京都教育ビジョン（第5次）策定 東京都教育施策大綱策定 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画　策定 東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）策定	
令和8（2026）年7月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律公布（令和9年4月1日施行）		

３　第３期計画の策定経緯

（１）調布市特別支援教育検討委員会の開催

○開催経過

回	開催日	議　事
第１回	令和８年７月１５日（水）	１　教育委員会あいさつ ２　委員紹介 ３　委員長・副委員長の選任 ４　事務局説明 ５　質疑、意見交換等 ６　次回日程等
第２回	令和８年９月９日（水）	１　事務局説明 ２　質疑、意見交換等 ３　次回日程等
第３回	令和８年１１月１２日（木）	１　事務局説明 ２　質疑、意見交換等 ３　その他事務連絡等
第４回	令和９年●月●日（●）	

○調布市特別支援教育検討委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分・所属職名等	
1	◎ 半澤　嘉博	学識経験	東京家政大学児童学部初等教育学科特任教授
2	石井　敏夫	医師	いしいこどもクリニック
3	進藤　美左	市民	ＮＰＯ法人調布心身障害児・者親の会
4	鈴木　さくら		市民委員
5	中村　由美子	特別支援学校	東京都立調布特別支援学校長
6	泉　愼一		東京都立府中けやきの森学園校長
7	小俣　弘子	小学校 中学校	調布市特別支援学級設置校長会 富士見台小学校長
8	生野　まゆみ		調布市特別支援学級設置校長会 調布中学校長
9	○ 小鍛治　誠一	教育委員会	教育部指導室長
10	吉本　裕子		教育部指導室教育支援コーディネーター
11	福島　靖		教育部指導室教育相談心理職専門員
12	米倉　勝利	市長部局	子ども生活部子ども家庭センター長
13	田中　郁子		福祉健康部障害福祉課長
14	柴田　美保子		福祉健康部障害福祉課子ども発達センター長
事務局		教育部指導室教育支援担当課長兼教育相談所長　山崎　亜子 教育部指導室教育支援担当主幹兼教育支援センター長　海馬澤　一人 教育部指導室副主幹(教育支援担当)　原田　勝 教育部指導室　教育支援係長　森　ゆかり 教育部指導室　　指導主事　本地　由佳 教育部指導室　教育支援係　主査　武井　徹 教育部指導室　教育支援係　主事　戸田　英輝	

◎は委員長、○は副委員長　　※所属・職名は令和８年１０月１日現在

（2）パブリック・コメントの実施等

（３）調布市特別支援教育検討委員会要綱

第1　設置

調布市における特別支援教育を推進するため、調布市教育委員会及び調布市立学校が抱えている課題を明らかにし、その解決に向けた今後の方向性及び具体的な取組を検討するとともに、特別支援教育に係る計画の進捗状況の確認や次期計画の策定に向けた検討を行うため、調布市特別支援教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

第2　所掌事項

（1）特別支援教育に係る計画策定等に関すること。

（2）特別支援教育の課題に関すること。

（3）現状の調査及び分析に関すること。

（4）課題解決に向けた取組に関すること。

（5）前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

第3　組織

検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が依頼又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）調布市医師会が推薦する医師

（3）市民委員

（4）東京都立調布特別支援学校長

（5）東京都立府中けやきの森学園校長

（6）調布市特別支援学級設置校長会の推薦する小学校長

（7）調布市特別支援学級設置校長会の推薦する中学校長

（8）教育部指導室長

（9）教育部指導室教育支援コーディネーター

（10）教育部指導室教育相談心理職専門員

（11）子ども生活部子ども家庭センター長

（12）福祉健康部障害福祉課長

（13）福祉健康部障害福祉課子ども発達センター長

（14）前各号に掲げるもののほか、教育長が指定する者

第4　任期

委員の任期は、教育長が依頼又は任命した日から令和9年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5　会長及び副会長

検討委員会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選による。

3　会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6　招集

検討委員会は、会長が招集する。

第7　意見の聴取

会長は、検討委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第8　庶務

検討委員会の庶務は、教育部指導室において処理する。

第9　雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月6日から施行する。

附　則（平成13年3月30日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成19年3月26日教委要綱第4号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成26年9月30日教委要綱第9号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附　則（平成28年12月28日教委要綱第25号）

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附　則（令和８年3月31日教委要綱第13号）

この要綱は、令和８年4月1日から施行する。

4　用語集

【あ行】

医療的ケア児（　頁）

人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒。学校生活においても、一人一人の状況に応じて、教育と医療等が連携した支援が必要となる。

インクルーシブ教育システム（　頁）

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶことを目指すとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、連続性のある多様な学びの場を整備する教育の仕組み。

エデュケーション・アシスタント（　頁）

小学校第 1 学年から第 3 学年までにおいて、学級担任を補佐し、児童の学習や学校生活を支える職員。担任と役割を分担し、学習の補助、教材の準備、登下校時や休み時間の見守り等を行う。

【か行】

キャリア教育（　頁）

一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な能力や態度を育て、キャリア発達を促す教育。自分のよさや可能性、必要な支援について理解し、学ぶことと将来の生活とのつながりを考えることなどを通じて、自分らしい生き方の実現を支える。

キャリア・パスポート（　頁）

児童生徒が学習や生活の見通しをもち、活動を記録・蓄積して振り返るために活用する教材。小学校から高等学校までの学びをつなぎ、自分の成長に気付き、今後の学習や将来の生き方を考えることに役立てる。

教育的ニーズ（　頁）

児童生徒一人一人が学び、成長するために必要となる指導・支援等の内容。障害の状態や特性、発達の段階、学習上・生活上の困難さ、本人・保護者の意向、周囲の環境等を踏まえて把握する。

言語障害通級指導学級（　頁）

通常の学級に在籍する、ことばに関する困難さのある児童生徒に対して、障害による学習上・生活上の困難の改善・克服を目的とした特別な指導を行う通級指導学級。各教科等の学習は通常の学級で行い、必要に応じて通級による指導を受ける。

校内委員会（　頁）

特別な支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、支援方針や具体的な支援内容、教職員の役割分担等を検討する校内の委員会。校長のリーダーシップの下、支援内容を共有し、実施状況を確認・見直すことで、学校全体の組織的な支援を進める。

校内通級教室（　頁）

東京都の「特別支援教室」の調布市における呼称。通常の学級に在籍し、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等により特別な指導を必要とする児童生徒が、在籍校で指導を受けるための教室。担当教員が拠点校から各校を巡回し、障害による学習上・生活上の困難の改善・克服に向けた指導を行う。

校内通級教室拠点校・巡回校（　頁）

校内通級教室の担当教員が配置され、巡回指導の拠点となる学校を「拠点校」、担当教員が拠点校から巡回して指導を行う学校を「巡回校」という。調布市では、市立小・中学校全校に校内通級教室を設置している。

校内通級教室（特別支援教室）専門員（　頁）

校内通級教室の担当教員と連携し、児童生徒の行動観察、巡回指導等の日程の連絡・調整、教材の準備等、教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員。

合理的配慮（　頁）

障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に教育を受けることができる機会を確保するため、学校等が一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて行う、必要かつ適当な変更・調整。実施に伴う負担が過重でない範囲で、本人・保護者との対話を通じて内容を検討し、提供する。提供後も、その効果や本人の状況に応じて見直す。

交流及び共同学習（　頁）

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、学校教育の一環として共に活動し、学ぶ取組。相互の触れ合いを通じて理解を深める「交流」と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」の両面を大切にし、双方の児童生徒の実態に応じて計画的・継続的に行う。

５歳児健診（　頁）

５歳頃のこどもを対象に、身体の発育状況や心身の健康状態、発達の状況等を確認し、必要に応じて相談や支援につなげるために行う健康診査。こどもの特性や困りごとを早期に把握し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して、就学に向けた切れ目のない支援につなげることが期待されている。

個別指導計画（　頁）

個別の支援が必要な児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じて、具体的な指導目標、内容、方法等を定めた計画。日々の指導に活用し、目標の達成状況を評価して見直す。

個別の教育支援計画（　頁）

障害のある児童生徒等について、家庭や医療・福祉等の関係機関と連携し、一人一人の教育的ニーズや本人・保護者の意向を踏まえて、長期的な支援の目標や内容、役割分担等を定めた計画。就学前から卒業後までの支援の継続や引継ぎに活用する。

コミュニティ・スクール（　頁）

学校運営協議会を設置している学校。教育委員会から任命された委員が、学校運営や必要な支援について協議し、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させる。学校と地域が目標を共有し、児童生徒の学びや成長を共に支えることを目指す。

【さ行】

巡回相談員（　頁）

市立小・中学校を訪問し、児童生徒の行動観察等を通じて状況を把握し、教育的ニーズや支援の方向性について専門的な助言を行う相談員。教員への助言や、必要に応じた保護者との面談・相談への同席等を通じて、学校での指導・支援を支える。

情報活用能力（　頁）

情報を収集・整理・比較し、発信・伝達することや、情報及び情報技術を適切に活用して問題を発見・解決することなどに必要な能力。情報モラルを含め、学習や日常生活の様々な場面で育成する。

情報モラル（　頁）

情報社会で適切に活動するための考え方と態度。他者への配慮、個人情報の保護、情報の安全な利用等について理解し、責任をもって行動することを含む。

神経発達症（　頁）

発達期に現れ、認知、コミュニケーション、対人関係、行動等に特徴や困難が生じる状態をまとめた医学的な用語。自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、限局性学習症等を含む。法令上の「発達障害」とは、用語の位置付けや対象範囲が異なる。学校での支援は医師の診断の有無にかかわらず教育的ニーズに応じて行う。

スクールサポーター（　頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童生徒に対して、教員の指導方針に基づき、個別の学習支援や学校生活での見守り等を行う職員。教員と児童生徒の状況や支援方法を共有し、安心して学べるよう支える。

スクールソーシャルワーカー（　頁）

福祉の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が抱える生活上の困難や課題の解決を支える専門職。家庭、学校、地域等の環境に働きかけるとともに、学校と福祉・医療等の関係機関との連携・調整を行い、児童生徒や保護者を支援する。

【た行】

地域学校協働本部（　頁）

地域住民、保護者、団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して児童生徒の学びや成長を支える活動を推進する体制。地域と学校をつなぎ、活動の調整や継続的な実施を支える。

チーム学校（　頁）

校長のリーダーシップの下、教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職など、多様な人材がそれぞれの専門性を生かし、役割を分担しながら連携・協働するとともに、医療・福祉等の関係機関とも連携し、学校全体で組織的に児童生徒の教育や支援に取

り組む体制。

デジタル教科書（　頁）

紙の教科書の内容をデジタル化し、端末等で使用する学習者用の教材。文字の拡大、色の変更、音声読み上げ等の機能を活用することで、一人一人の特性や教育的ニーズに応じた学習を支える。

特別支援学級（　頁）

障害のある児童生徒に対して、一人一人の実態や教育的ニーズに応じた教育を行うため、小学校、中学校等に設置する学級。調布市では、知的障害特別支援学級を設置している。

特別支援学級支援員（　頁）

特別支援学級において、担任の指導方針に基づき、学習、身辺自立、集団活動、登下校や校外活動等において、児童生徒への支援や担任の補助を行う職員。

特別支援学校のセンター的機能（　頁）

特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の学校等に対して、障害のある幼児児童生徒への指導・支援に関する相談、助言、援助等を行う機能。学校教育法第７４条に、その役割が規定されている。

特別支援教育（　頁）

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育。発達障害のある児童生徒を含め、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校で実施される。

特別支援教育コーディネーター（　頁）

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。各学校において校長が任命する。

【は行】

発達障害（　頁）

発達障害者支援法に定められた用語。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常、低年齢で症状が現れる脳機能の障害をいう。必要な指導・支援は、診断名だけでなく、一人一人の状況や教育的ニーズを踏まえて検討する。

バリアフリー（　頁）

障害のある人等が生活や活動をする上で障壁となるものを取り除くこと。施設・設備等の物理的な障壁だけでなく、情報、制度、社会の理解や意識等に関する障壁の解消も含む。

副籍制度による交流活動（　頁）

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、地域とのつながりを維持・充実するために行う交流活動。行事や学習活動への参加等による直接的な交流と、学校・学級だよりの交換等による間接的な交流がある。

【ま行】

マルチメディアデイジー教科書（　頁）

　教科書の文章や画像をデジタル化し、文字を音声で読み上げるとともに、読み上げている箇所を画面上で表示することができる教材。文字の大きさや色、背景色等を変更することもでき、読み書きに困難さのある児童生徒の学習を支援するために活用される。公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会により提供されており、本市では、保護者からの申請について校内委員会で確認した上で、教育委員会が一括して利用申請を行っている。

刊行物番号

第３期調布市特別支援教育推進計画

発行日　　令和９年●月

発　行　　調布市教育委員会

編　集　　調布市教育委員会教育部指導室
〒182-0026　東京都調布市小島町２－３６－１
電話　042-481-7585